

## 沖縄県企画部情報基盤整備課 一般競争入札公告

令和6年度大東地区情報通信基盤整備推進事業現場技術業務委託について、地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

※次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算が否決された場合は、契約を締結しない。また、今後予定されている沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合も、契約を締結しない。そして、契約の締結にあたっては、委託の内容について、内閣府による事前確認が必要な場合もあるため、ご留意すること。

令和6年3月21日

沖縄県知事 玉城 康裕

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度大東地区情報通信基盤整備推進事業現場技術業務委託
- (2) 履行場所 南大東村、北大東村
- (3) 業務内容 「大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・陸上部）」及び「大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・海底光ケーブル等）」※仮称に係る現場技術業務
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日～令和7年3月31日まで
- (5) 本業務に関する入札手続き（入札書等の提出から落札者の決定まで）は紙で行う。
- (6) 本業務は、一般競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。
- (7) 本業務の予定価格は沖縄県現場技術業務積算基準及び令和6年度設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

次に掲げる（1）～（11）の条件をすべて満たしている有資格業者であること。共同企業体（コンソーシアム等）にあつては、（12）の条件を満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 国、地方公共団体又はそれに準ずる機関が発注する業務について、過去10年以内に

海底光ケーブルシステム整備に関する実績を1件以上有すること。なお、共同企業体の構成員としての業務実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。

- (4) 入札日から本業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 管理技術者については、下記のア～ウを満たす者であること。

ア 3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。

イ 過去10年以内に沖縄県内において海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。

ウ 次のいずれかの要件を満たす者であること。なお、共通仕様書第107条第1項については適用しない。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（電気電子又は情報工学に限る）、電気電子部門又は情報工学部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(イ) 1級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者。

(ウ) RCCM（電気電子部門）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。

(エ) 電気通信工事に関する設計または現場技術業務について、10年以上の実務経験を有する者。

(オ) 発注者が上記(ア)～(エ)と同等であると認めた者。

- (6) 担当技術者B（土木）は、下記のア、イを満たす者であること。

ア 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

(ア) 過去10年以内に沖縄県内において海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。

(イ) 過去5年以内に海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。

イ 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

(ア) 技術士（総合技術監理部門—建設又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(イ) RCCM（建設部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(ウ) 1級土木施工管理技士の資格を有している者。

(エ) 電気通信工事に関する設計または現場技術業務について、5年以上の実務経験を有する者。

(オ) 発注者が上記(ア)～(エ)と同等であると認めた者。

- (7) 担当技術者B（電気）は、下記のア、イを満たす者であること。

ア 以下のいずれかの要件を満たす者であること。

- (ア) 過去10年以内に沖縄県内において海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。
  - (イ) 過去5年以内に海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。
- イ 以下のいずれかの要件を満たす者であること。
- (ア) 技術士（情報工学）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
  - (イ) 技術士（電気電子）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
  - (ウ) RCCM（電気電子部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
  - (エ) 1級電気通信工事施工管理技士の資格を有している者。
  - (オ) 電気通信工事に関する設計または現場技術業務について、5年以上の実務経験を有する者。
  - (カ) 発注者が上記(ア)～(オ)と同等であると認めた者。
- (8) 担当技術者C（土木）は、下記のア、イを満たす者であること。
- ア 以下のいずれかの要件を満たす者であること。
- (ア) 過去10年以内に沖縄県内において海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。
  - (イ) 過去5年以内に海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。
- イ 以下のいずれかの要件を満たす者であること。
- (ア) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
  - (イ) RCCM（建設部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
  - (ウ) 1級または2級土木施工管理技士の資格を有している者。
  - (エ) 電気通信工事に関する設計または現場技術業務について、5年以上の実務経験を有する者。
  - (オ) 発注者が上記(ア)～(オ)と同等であると認めた者。
- (9) 担当技術者C（電気）は、下記のア、イを満たす者であること。
- ア 以下のいずれかの要件を満たす者であること。
- (ア) 過去10年以内に沖縄県内において海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。
  - (イ) 過去5年以内に海底光ケーブルシステム整備の現場技術業務の実績を有していること。

- イ 以下のいずれかの要件を満たす者であること。
  - (ア) 技術士（情報工学）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
  - (イ) 技術士（電気電子）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
  - (ウ) RCCM（電気電子部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
  - (エ) 1級または2級電気通信工事施工管理技士の資格を有している者。
  - (オ) 電気通信工事に関する設計または現場技術業務について、5年以上の実務経験を有する者。
  - (カ) 発注者が上記(ア)～(オ)と同等であると認めた者。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
  - ア 資本関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は更生手続が存続中の会社である場合を除く。
    - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
    - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
    - 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (12) 共同企業体で参加する場合は、以下の要件を全て満たしていること。
  - ア 全ての構成員が、上記の（１）、（２）、（４）、（１０）、（１１）の要件を満たしていること。
  - イ 構成員の１社以上が、上記の（３）、（５）、（６）、（７）、（８）、（９）の要件を満たしていること。
  - ウ 構成員の役割分担が明確であること。
  - エ 構成員が、他の共同企業体の構成員又は単独で本入札手続きに参加していないこと。

オ 共同企業体の代表企業は、本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤・管理能力を有することとし、業務終了後においても、共同企業体を代表して事業評価等に責任を持って対応することができること。

### 3 入札場所及び日時

入札書は、郵送又は持参により提出すること。郵送方法については、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に業務名、入札日時を記載の上封書し、簡易書留郵便により契約担当者あて提出するものとする。

なお、あらかじめ指定した日時までに到着しないものは、無効とする。

#### (1) 入札日時等

##### ア 郵送により提出する場合

提出期限：令和6年4月2日（火） 17時00分まで

提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企画部 情報基盤整備課 情報通信基盤班

##### イ 持参により提出する場合

提出日時：令和6年4月3日（水） 10時00分

提出場所：県庁14階 防災無線統制室

入札開始：令和6年4月3日（水） 10時00分

入札締切：令和6年4月3日（水） 10時10分

開札日時：令和6年4月3日（水） 10時10分

### 4 落札候補者の選定及び事後審査の実施

開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。

なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。

#### (1) 申請書等の提出

ア 通知日：令和6年4月3日（水）17:00（予定）

ア 提出期限：令和6年4月5日（金）17:00まで

イ 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企画部 情報基盤整備課 情報通信基盤班

電話番号 098-866-2036

ウ 提出方法：郵送又は持参により提出するものとする。

エ 提出部数：1部

オ 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
  - ② 配置予定技術者の資格等（様式1）
  - ③ 業務の実績（様式2）
  - ④ 企業概要票（様式3）
  - ⑤ その他①を証明するために必要な書類
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求められることができる。
- ア 提出期限：一般競争入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（土日祝祭日を除く。）とする。
  - イ 提出場所：沖縄県企画部 情報基盤整備課 情報通信基盤班
  - ウ 提出方法：書面（様式自由）を郵送又は持参により提出すること。

## 5 設計図書の交付期間、交付方法等

- (1) 交付期間 令和6年3月21日（火）から令和6年4月3日（水）まで
- (2) 交付方法 沖縄県Webページに掲載する。

### 【公募・入札】

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025081/1025948/1027602.html>

- (3) 問い合わせ先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県企画部 情報基盤整備課 情報通信基盤班  
電話番号 098-866-2036

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

- ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条第1項の定めるところにより、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。
- イ 財務規則第100条第2項により、次のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
  - (ア) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものであること、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (イ) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し保険証書を提出したとき。

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

## (2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条第 1 項及び契約書の定めるところにより、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

また、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札書には、この公告の記載に従い、入札の目的（業務名）や引渡の場所（履行場所）などを記入すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合、委任状を提出すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

## 9 業務費内訳書等の提出

- (1) 第 1 回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（様式自由）を提出すること。
- (2) 業務費内訳書には、作成年月日、業務名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (3) 提出された業務費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。
- (4) 共同企業体の場合は、各構成員間で協定締結し、令和 6 年 4 月 2 日（火）までに以

下の書類を提出すること。

ア 共同企業体協定書

以下の項目を含むものとする。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 代表企業及び代表者
- ④ 構成員の住所及び名称
- ⑤ 代表者の権限
- ⑥ 構成員の連帯責任
- ⑦ 構成員の個別責任
- ⑧ 取引金融機関
- ⑨ 協議事項等

イ 共同企業体構成書（様式4）

ウ 委任状（様式5）

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

12 最低制限価格の設定等

- (1) 本業務は、最低制限価格を定めるものとする。
- (2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。
- (3) 本業務の予定価格及び最低制限価格は落札者決定後公表するものとする。

13 その他

- (1) 資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された資格確認資料を、提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認資料は返却しない。
- (4) 資格確認資料の修正、差し替え、追加及び再提出は、提出期限内に限り認める。
- (5) 履行期間は、事情により変更することがある。



14 本案件に関する質問・回答

(1) 問い合わせ先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県企画部 情報基盤整備課 情報通信基盤班

電話番号 098-866-2036

FAX番号 098-867-2998

(2) 提出期間：令和6年3月21日（火）から令和6年3月26日（火）まで

※提出する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日  
午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所：上記（1）に同じ

(4) 提出方法：郵送又はFAXにより提出すること。FAXにより提出する場合は、  
受信確認を電話で行うこと。

(5) 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間：回答日から令和6年3月28日（木）まで

イ 閲覧場所：沖縄県ホームページに掲載する。

【URL】

[https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025081/  
1025948/1027602.html](https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025081/1025948/1027602.html)